

**環境保全型農業直接支払交付金
広島県最終評価報告書**

第 1 章 交付状況の点検

項 目		27 年度	28 年度	29 年度	*30 年度 (見込み)	点 検
実施市町村数		13	13	13	13	<p>実施市町村数は横ばいである。交付額は増加している。</p> <p>実施件数及び実施面積は、年度により増減している。</p> <p>今後は、市町と連携して農業者への周知を図りながら実施面積等の拡大を図りたい。</p>
実施件数		62	69	68	63	
実施面積計 (ha)		518.95	601.50	589.25	643.74	
交付額計 (千円)		26,678	29,024	29,856	30,374	
カバークロープ	実施件数	6	7	9	7	<p>実施件数、実施面積、交付額は年度により増減している。</p>
	実施面積 (ha)	13.69	18.13	21.49	15.97	
	交付額 (千円)	1,095	1,398	1,719	1,198	
堆肥の施用	実施件数	36	37	36	37	<p>実施件数は横ばいである。</p> <p>実施面積は年度により増減しているが、交付額はほぼ横ばいである。</p>
	実施面積 (ha)	412	481.9	477.78	528.19	
	交付額 (千円)	18,128	20,445	21,022	21,801	
有機農業	実施件数	27	31	29	27	<p>実施件数、実施面積、交付額は年度により多少増減しているが、ほぼ横ばいである。</p>
	実施面積 (ha)	93.26	101.47	89.98	99.58	
	交付額 (千円)	7,454	7,181	7,115	7,375	
地域特認取組 (総計)	実施件数	—	—	—	—	<p>本県は、地域特認取組の設定はない。</p>
	実施面積 (ha)	—	—	—	—	
	交付額 (千円)	—	—	—	—	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積 (ha)	1,112	1,143	1,106	/	<p>特別栽培農産物認証は、水稲が中心であり、栽培面積はほぼ横ばいである。</p> <p>エコファーマーは、更新しない農家が多く、減少している。</p>
	農家数 (戸)	941	787	776		
エコファーマー認定件数		478	417	381		

第2章 環境保全効果（地球温暖化防止及び生物多様性保全）の評価

1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減量 (t-CO2/年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO2/年) ①×②
カバークロープ	9	7	1.87	21.49	40.19
堆肥の施用	36	16	2.36	477.78	1,127.56
有機農業	29	1	-1.18	89.98	-106.18

【評価】

地球温暖化防止効果については、国立開発研究法人農業・食品産業技術総合研究機構・農業環境変動研究センターが公開している「土壌CO₂吸収「見える化」サイト」を用いた調査を実施し、堆肥の施用で温室効果ガス削減量が最も大きい結果となった。

これは、堆肥の施用による単位あたりの温室効果ガス削減量が大きな数字となったことに加え、実施面積が拡大したことが影響している。本県の水稲栽培では、堆肥1t/10a程度施用することが多いことから、炭素貯留量が大きい結果となったものと思われる。

カバークロープの取組は単位あたり温室効果ガス削減量が2番目という結果となり、実施面積がそれほど大きくないことから、総合的な削減量では堆肥の施用に及ばなかった。

有機農業の取組は栽培方法として土壌への炭素投入量が少ないため、温室効果ガスの削減量は少ない。

カバークロープの取組の様子



堆肥の施用の取組の様子



2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	29	1	89.98	8	6	S	A

【評価】

生物多様性保全効果については、平成 29 年 6 月～7 月に北広島町で水稻の実施区（有機農業）と対照区（慣行栽培）において、農林水産省の委託プロジェクト研究により開発した「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」を活用し、生き物調査を実施し測定した。

スコアは実施区 8 と対照区の 6 を上回り、「S, A, B, C」評価のうち実施区が S, 対照区が A で、実施区（有機農業）がより効果の高い結果となった。

評価は対照区も A と高い結果となったが、指標生物の個体数について実施区に対する対照区の割合は、クモ類 58.3%, 水生コウチュウ類・水生カメムシ類 23.5%, カエル類 0% と大きな差があり、指標生物の個体数による生物多様性については、実施区と対照区で明確な差が見られた。

※有機農業の取組 調査結果

- 1 クモ類（実施区：36, 対照区：21）
- 2 カエル類（実施区：31, 対照区：0）
- 3 水生コウチュウ類, 水生カメムシ類（実施区：98, 対照区：23）

「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」より
中国・四国地域、水田のスコア表（各生物の個体数からスコアを求める）

指標生物名	調査法	単位	スコア		
			0	1	2
アシナガグモ類	捕虫網によるすくい取り	20 回振り×2 か所の合計個体数	3 未満	3~9	9 以上
コモリグモ類	イネ株見取り	イネ株 5 株×4 か所の合計個体数	1 未満	1~3	3 以上
ニホンアマガエル	畦畔見取り	畦畔 10m×4 か所の合計個体数	5 未満	5~24	24 以上
水生コウチュウ類と水生カメムシ類の合計	たも網による水中すくい取り	畦畔ぎわ 5m×4 か所の合計個体数	1 未満	1~3	3 以上

指標生物 4 種類の総合評価

環境保全型農業の取組効果				
総合評価	S	A	B	C
総スコア	7~8	4~6	2~3	0~1
S：生物多様性が非常に高い。取組を継続するのが望ましい。 A：生物多様性が高い。取組を継続するのが望ましい。 B：生物多様性がやや低い。取組の改善が必要。 C：生物多様性が低い。取組の改善が必要。				

生きもの調査の様子

実施区（有機農業）水田の風景



カエル類の調査（畦畔見取り）の様子



クモ類の調査（イネ株すくい取り，イネ株見取り）の様子



水生コウチュウ類，水生カメムシ類の調査（タモ網すくい取り）の様子



第3章 施策の点検及び今後の対応

1 全国共通取組

(1) 効果を高めるために必要な取組について

- ① 環境保全型農業直接支払交付金の実施件数及び実施面積は年度により増減しており、農業者団体に対する制度の周知が必要である。
- ② 平成 27 年度～平成 30 年度に取組を実施している市町数は 13 市町と横ばいで、今後は実施市町数の増加をめざした制度の周知が必要である。
- ③ 平成 29 年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積 589.25ha は、平成 29 年度の「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の栽培面積 1,106ha のうちの約 53.3%を占める。
「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の生産者のうち、既に環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいる生産者もいるが、未取組の生産者もいるため、今後、制度の周知が必要である。
- ④ 平成 29 年度の実施面積 589.25ha のうち、各取組の実施面積及び割合はカバークロップ 21.49ha (3.6%)、堆肥の施用 477.78ha (81.1%)、有機農業 89.98ha (15.3%) である。
また、栽培品目別の実施面積及び割合は水稲 509.49ha (86.5%)、麦・豆類 17.71ha (3.0%)、いも・野菜類 49.50ha (8.4%)、果樹・茶 6.97ha (1.2%)、花き・その他 5.58ha (0.9%) である。
今後、取組別及び栽培品目別で実施面積に大きな差があることを前提に、実施面積等の拡大を推進する必要がある。
- ⑤ カバークロップは元々取り組んでいる生産者及び栽培面積が少なく、実施面積が年度により多少の増減が見られるものの、大きな増加には到っていないため、農業者団体に対する制度の周知が必要である。
- ⑥ 平成 27 年度末の県内の有機 JAS 認定事業者は 30 事業者で、栽培面積は 83ha にとどまっている。
有機農業は気象要因等の影響が大きいいため安定生産が難しく、有機農業者の経営は比較的小規模で点在している状況にある。
また、生産コストや労力を反映した価格での取引や販路が限られることから、有機農業者や有機農業を推進する民間団体による独自の取組が中心であるが、まとまりのある組織的な取組になっておらず、実施面積が年度により増減して増加には到っていないため、農業者団体に対する組織的取組など制度の周知が必要である。
- ⑦ 平成 30 年度から環境保全型農業直接支払交付金は国際水準の G A P に取り組むことが要件となったが、本県の GAP の認証取得状況（平成 30 年 3 月末現在）は、JGAP が 12 農場、ASIAGAP が 1 農場、GLOBALG. A. P. が 5 農場であり、認知度が低いため早急に G A P の理解促進を図る必要がある。

(2) 推進・拡大のために必要な取組について

- ① 未実施の農業者団体に対しては、市町を通じて制度の周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。
- ② 新たに取り組む市町を増やすため、未実施の市町と連携して農業者団体へ制度の周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。
- ③ 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の栽培に取り組んでいる生産者に対し、市町と連携して

地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動を併せて行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。

- ④ 堆肥の施用による単位あたりの温室効果ガス削減効果が最も高いため、市町と連携して水稻の堆肥の施用を中心に農業者団体に対し周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。
- ⑤ カバークロップを適正に栽培管理し土壌に還元する時期と、主作物の苗の植付の時期が適合しにくいなどの理由から水稻は取組を増やすことが難しいため、市町と連携して水稻以外の野菜等の生産者に対して、カバークロップに新たに取り組むように働きかける。
- ⑥ 有機農業は栽培技術の習得が難しいなどの理由から、新規に有機農業に取り組む農業者団体を大きく増やすことが難しい状況である。

このため、以前から有機農業を行っているが、環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組んでいない農業者団体に対して市町と連携して制度の周知を行い、環境保全型農業直接支払交付金事業に新たに取り組むよう働きかける。

- ⑦ 平成 30 年度から要件となった国際水準のGAPへの取組については、GAP研修会を開催することにより、環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組む農業者団体にGAPの理解促進・実践支援を図り対応していく。